

令和3年1月13日

保護者の皆様
(家庭数配布)

杉並区立杉並第九小学校
校長 岩崎 吉伸

緊急事態宣言発令に伴う感染症対策の徹底について

令和3年1月7日に新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づき、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の4都県を対象に、緊急事態宣言が発令されました。

杉並第九小学校においても、より一層基本的な感染防止対策を徹底しながらの学校運営を継続していきます。緊急事態宣言下での学校活動継続中は、感染発生や感染拡大リスクの低減のため、下記のように万全の対策を講じていきます。

記

- 1 学校運営の基本方針
感染防止対策をより一層徹底しながら学校運営を継続します。
- 2 児童生徒への指導等
 - (1) 基本的な感染症予防策の徹底
 - 区ガイドライン及び追補版の遵守・徹底を図ります。
 - 飛沫感染防止の更なる徹底を図るため、不織布マスクの着用を推奨します。
 - (2) 学習活動について
 - 感染症対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高いと思われる学習活動は行いません。
 - 算数につきましては、緊急事態宣言中は学級毎に行うこととします。
 - (3) 学校行事・公開等について
 - 児童等が学年を超えて一堂に集まって行う行事、社会科見学等の公共交通機関や貸し切りバス等を使用する校外での活動は中止とします。
 - ・1/26(火)～5年生社会科見学、
 - ・2/2(火)～4年生社会科見学、
 - ・2/18(木)～6年生社会科見学 中止とします。
 - 緊急事態宣言発令中の学校公開、授業公開等も中止とします。
 - (4) 学校給食について
 - 区ガイドラインの遵守・徹底を図ります。
 - 特に、マスクを外している際の会話は厳に慎むように指導の徹底を図ります。
 - (5) 保護者会について
 - 緊急事態宣言発令中(2月7日まで)の保護者会等は、中止とします。
 - ・2/12(金)新1年生保護者会
～体育館を使用して、感染対策を徹底の上、実施します。
 - ・2/25(木)、26(金)、3/2(火)各学年保護者会
～保留 2月7日時点での状況で決定します。

- 3 家庭における感染症対策の徹底を引き続きお願いいたします
- お子様の手洗い、マスク着用や健康観察などの徹底を引き続きお願いいたします。
 - お子様に発熱等の風邪症状や腹痛、下痢などの胃腸炎等が見られる場合は、無理をさせず自宅で休養させてください。その場合は出席停止の扱いとなり、欠席扱いにはなりません。
 - 感染が心配で登校に不安などがあり、自宅待機をする場合も、出席停止の取り扱いとなり、欠席扱いにはなりません。詳しくは学校までご相談ください。
- 4 教職員等の健康管理の徹底
- 会議や研究会等の削減、開催の工夫、時間短縮等に努めます。
 - 昼食や休憩時間における感染症予防策を徹底します。
- 5 PTA活動、学校運営協議会、学校支援本部等について
- 区ガイドラインの遵守・徹底を図ったうえで実施します。
 - 校外で実施するイベント、行事などの活動は、中止します。
- 6 学校開放事業について
- 登録団体開放及び一般目的外使用については、20時以降の使用は中止します。
- 7 もしもの時の連絡についてのお願い
- (1) お子様やご家族が「濃厚接触者」と特定された場合
- 以下の内容について速やかに校長（不在の場合は副校長）までご連絡ください。PCR検査が確定し、検査結果が出た時には、陰性の場合でも再度連絡をお願いします。
- <連絡内容>
- ①症状、医療機関受診の有無
 - ②PCR検査を受ける人（本人、父、母、兄、姉など）
 - ③PCR検査等の予定・結果（検査日確定の場合）
 - ④家族環境と発熱等の状況
 - ⑤保健所の指示（以下3点）
 - 自宅療養期間
 - 登校について（登校可能日）
 - 発症日（陽性の場合）
- (2) 学校内で陽性者が出た場合
- お子様が濃厚接触者と特定された場合、保健所の要請に従い、連絡先などを情報提供させていただく場合があります。その場合は、事前確認させていただきます。また、ご家庭には直接保健所より連絡がありますので、要請に従ってください。
 - 臨時休業が必要か否か、臨時休業をする場合の範囲や期間などについては、保健所、杉並区教育委員会と相談の上、皆様にお知らせいたします。

【問い合わせ先】

杉並第九小学校副校長 横山佳子